

陳情第3号政府に「再審法改正」の意見書提出を求める陳情に賛成の立場で討論いたします。

再審とは、誤判により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済することを目的とする制度です。個人の尊重を最高の価値として掲げる日本国憲法の下では、無実の者が処罰されることは、絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければならないのです。冤罪は、他人事ではありません。いきなり自分が巻き込まれる可能性があります。

しかし、現在の日本においては、再審は開かずの扉と言われるほど、そのハードルが高く、現在の再審制度が抱える制度的・構造的な問題により、冤罪被害者の救済が進まない状況にあります。

現行の再審法の規定は、僅か19条しか存在せず、裁判の裁量に委ねられている点が非常に多いことから、その判断の公正さや適正さが制度的に担保される仕組みとなっていないのです。再審請求手続における証拠開示については、いまだに明文の規定が存在せず、証拠開示の実現に向けた裁判所の訴訟指揮の在り方にも大きな差が生じています。また、ほとんどの再審事件で無罪を勝ち取った要因が、検察が隠し持っていた新証拠であるという事実は、そもそもあらゆる証拠が事前に開示されることこそ、冤罪を防止する最も効果的な方法である事を証明しています。再審請求手続においても通常審において必要とされているのと同様、全面的な証拠開示の制度化を早急に実現しなければならないのです。また、多大な時間と労力を要して再審開始決定を得たとしてもそれに対する検察官不服申立てによって、さらに審理が長期化し、時には再審開始決定が取り消され振出しに戻るといった事態も繰り返されてきたのです。数十年に及ぶ闘いの中、元被告人が亡くなる場合や高齢になるなど、冤罪被害者の救済を長引かせ人生を阻害し続ける事は、非人道的であり、合理性を欠くものであります。

現行刑事訴訟法が施行されて70年を経た今もなお、再審法は改正されることなく現在に至っています。そもそも、再審は、冤罪被害者救済のための最終手段であり、無実を訴える者の人権保障のためにのみ存在する制度です。

冤罪当事者の苦しみの声に耳を傾け、憲法の理念に沿って再審法の在り方を全面的に見直すことが必要であると鑑み、この意見書に賛成といたします。